

川口市や埼玉県の 中小・小規模事業者支援制度について

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、暮らしと健康・営業など甚大な影響がでています。市議会6月定例会では、専決処分を含め47議案の審議が行われました。その中で可決された、中小・小規模事業者に事業活動の継続を支援するための「中小企業等事業継続支援金」についてお知らせします。

この制度は国の「持続化給付金」の対象外となる市内中小企業の事業継続を支援するためのもので、7月～2ヶ月程度で1社20万円を支給する事業です。(手続きの簡素化など検討中)

➡お問い合わせ:川口市経営支援課雇用支援係
(電話 048-258-7921)

また埼玉県では「埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金」(第2弾)として埼玉県内の中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて5月12日から5月31日までの間に16日以上休業(この間営業停止等の行政処分を受けていないこと)し、2019年の月平均売上が15万円以上の方を対象に、10万円の支援金を支給する事業を行っています。申請期間は7月17日(金)までとなっています。

➡お問い合わせ:埼玉県中小企業等相談窓口
(電話 048-830-8291) (受付時間 平日・休日ともに9:00~18:00)

詳しくは川口市経済部経営支援課のホームページをご参照頂くか、
日本共産党川口市議団(048-267-8411)まで、お問い合わせ下さい。

7月の無料法律相談

◎日時 / 7月14日(火) 18時30分～

◎会場 / 日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

ご相談者が増えています。事前にご予約の上お越し下さい。
相談ご希望の方は地域の党市議会議員、または下記電話までご連絡下さい。

なお、コロナウイルス対策のため、申し込みの際は
必ずご連絡先の電話番号をお知らせ下さい。よろしくお願ひします。

主催: 日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

知っ得情報

生活保護制度は、憲法25条にもとづく国民の権利です。

コロナ禍で生活困窮に陥った人が、生活保護申請を諦めることがないように厚労省の事務連絡も活かして、ためらわず制度を活用しましょう。

問 どんな人が生活保護を利用できますか。

答 働いていても、年金などの収入があっても、収入が生活保護基準以下であれば誰でも利用することができます。保護基準額から収入の一部を引いた、その差額が「保護費」として支給されます。

問 どうすれば利用できますか。

答 各市区の福祉事務所(川口市は第二庁舎2階の生活福祉課)で申請します。

令和2年4月7日厚労省事務連絡

「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護等における対応について」

申請相談にあたっては〔略〕申請の意志のある方に対しては、生活保護の要否判定のみを聴取すること〔略〕面接が長時間にならないよう工夫。面接時の適切な対応(保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為は厳に慎むべきこと等、速やかな保護決定)をする。

問 自動車を保有していても利用できますか。

答 保有も運転も制限されていますが、山間へき地、事業用、障がい者の通勤・通院・通所など認められることがありますので、ご相談下さい。

令和2年4月7日厚労省事務連絡

「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護等における対応について」

「保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合〔略〕(通勤自動車の)保有を認める」

問 ホームレス状態でも生活保護は利用できますか。

答 路上、漫画喫茶、ネットカフェからでも申請はできます。アパートが見つかったら、敷金と引っ越し費用が出ます。

令和2年4月7日厚労省事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について」

「自治体等が運営する自立支援センターや宿泊施設〔略〕ビジネスホテル、旅館等の〔略〕確保を進めていただくようお願いいたします」